

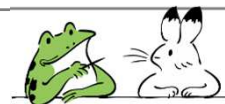
あなたの事業、引継ぎを支援します

～鳥取県・事業承継関係補助金等～



事業承継経営強化奨励金

事業承継のため外部の専門家から支援を受ける事業主の方を支援します。
(事業承継のための経営課題の解決に向けた提案・助言指導を含みます。)



アドバイス

補助対象者 鳥取県内に所在する中小企業者
(個人事業主・会社)

支給要件

- ・鳥取県内の商工団体・金融機関等から事業承継の支援を受けていること
- ・外部の専門家から支援を受けること
- ・事業計画の認定を県から受けていること 等

支給率・上限 支給対象経費の2分の1
上限額20万円

事業承継マッチング登録補助金

後継者不在の中小企業者が事業承継を進めるため、金融機関や専門業者に対してM&Aの仲介委託を行う経費を助成します。



ヨロシク

補助対象者 後継者不在の中小企業者

補助対象経費

M&Aの仲介委託等に係る経費(仲介手数料、マッチング登録手数料、着手金)

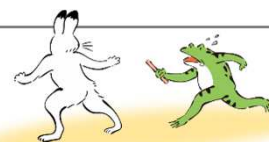
県事業引継ぎ支援センターに事業承継について相談し、全国事業引継ぎ支援センターの相談情報データベースに登録して6か月経過した方に限ります。

申請受付時期 仲介委託等の支払後随時

補助率・上限 補助対象経費の2分の1
上限額30万円

鳥取県事業承継支援補助金(移定住・創業者支援タイプ)

移住された方や新規創業者への事業承継がスムーズに進むよう、設備の導入を支援します。



バトンタッチ!

補助対象者 ※代表者・その配偶者・3親等内の親族を除きます。

事業実施期間 12か月以内

鳥取県内に所在する中小企業者(個人事業主・会社)から、事業を引き継ぐ移定住者又は創業者

補助率・上限 補助対象経費の2分の1
上限額200万円

【移定住者】

- ・鳥取県外から鳥取県に転入して2年を超えない者
- ・鳥取県外に住所を有し鳥取県で定住しようとする者

【創業者】

- ・個人で鳥取県内で新たに事業を開始する者
- ・個人で鳥取県内で新たに会社を設立、代表者に就任し事業を開始する者

補助対象経費 事業承継後の事業実施に必要な設備の県内事業所への導入経費(中古品も可)

(設備の例)建物・機械装置、工具器具、備品、システム等
(導入経費)購入、新增設、外装・内装工事、改修、リース費用等

鳥取県事業承継支援補助金(体制整備タイプ)

事業承継後の円滑な企業活動促進のため、新たに正規雇用した従業員の育成や体制整備に係る経費を助成します。



サイヨウ!

補助対象者

事業実施期間 交付決定の日から、交付決定の日が属する年度の3月31日まで

事業承継により新たに正規雇用した従業員の人材育成及び体制整備

補助対象経費 ○人材育成事業(必須)
○体制整備事業(任意)

補助率・上限 補助対象経費の2分の1
上限1,000千円
(1名あたり300千円・5名を上限)

「鳥取県事業引継ぎ支援センター」へご相談を

(公財)鳥取県産業振興機構が経済産業省中国経済産業局より委託を受けて運営する事業承継の公的な相談窓口です。これまで大切に培ってきた経営資源を意欲のある事業の担い手にバトンタッチするためのお手伝いをします。



鳥取県事業引継ぎ支援センター TEL 0857-20-0072 FAX 0857-20-0400
〒680-0031 鳥取市本町1丁目101 <https://www.toriton.or.jp/~jigyohikitsugi/>

(補助金に関する問合せ) 鳥取県商工労働部企業支援課 TEL 0857-26-7243 FAX 0857-26-8117
〒680-8570 鳥取市東町1丁目220 メール kigyoushien@pref.tottori.lg.jp

補助金の詳細等はコチラから ⇒ <https://www.pref.tottori.lg.jp/293740.htm>

